

令和6年度 米沢市診療所開設支援補助金のご案内

米沢市では、市民が安心して暮らせる健康長寿のまちづくりを目的とし、市内で新たに小児科診療所を開設する医師に対する支援事業を実施しています。

1 趣 旨

地域医療体制の継続・強化を図るため、小児科の診療所を市内に新たに開業、又は医業を承継した医師に対し（第三者承継及び親族間承継を含む）、開業等に係る経費についてその一部を補助するもの。

2 補助対象者

新規に診療所を開業する者、又は診療所開設者から医業の承継を受ける者で以下の項目全てに該当する者

- (1) 診療科は小児科であること。
- (2) 米沢市医師会に加入していること。
- (3) 市が行う医療、保健、福祉及び介護に関する事業等に積極的に協力すること。
- (4) 開業又は承継後、10年以上診療を継続する見込みであること。
- (5) 本市が課する税に滞納がないこと。

3 補助金額

上限1,000万円（補助対象経費の3分の2以内）

対象経費

- 建物及び駐車場の新設、取得、改修等に要する経費
（※土地の取得費用は対象外とする）
- 医療機器や什器備品の購入に要する経費
- 当該診療所の運営にかかる経費 など

4 補助申請の流れ

事前協議を経て交付申請の提出 → 補助金交付決定 → 事業着手 →
（概算払可） → 開院・事業完了 → 実績報告の提出 → 交付額確定 →
補助金交付（概算払がある場合に精算払）

詳しい内容やご検討される場合など、まずはお気軽に下記までお問合せください。

担当：米沢市健康課
課長補佐 鈴木学
TEL24-8181（内線200）